[illegible]

但シ部隊數ハ豫メ府廳ノ承認ヲ受クルコト

3、隊伍ハ集合所ニ於テ編成シ解散地ニ至ル迄亂サヾルコト

4、行列中ハ濫リニ駈足又ハ停止セザルコト

5、何人ト雖モ途中ニ於テ參加スルコトヲ許サヾルコト

6、本運動中其目的以外ノ行動ニ出デントスル虞レアル者ニ對シテハ之ガ參加ヲ禁止シ若クハ除外ヲ命ズル場合アルコト

三、部隊責任者

1、本運動ニハ總指揮者ヲ定メ一切ノ責ニ任ズルコト

2、總指揮者ハ出發前一般參加者ニ對シ府廳ノ注意制限事項ヲ徹底セシメ置クコト

3、各部隊ニハ部隊責任者ヲ置キ所屬部隊ニ關スル一切ノ責ニ任ズルコト

4、各組合ニハ監督者二名以上ヲ附シ所屬部隊ニ關スル責ニ

財團法人協調會大阪支所